

事業計画（宮城県多賀城市）

1. 河川対策

【県・市町村管理区間】

① 2級水系砂押川水系^{※1}の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、6箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い4箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った3箇所^{※2}で着手。平成24年度は、新たに2箇所^{※2}で本復旧に着手し、平成25年度には新たに1箇所^{※2}で着手。

なお、多賀城市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

② 平成26年度に新たに2箇所^{※2}で完了予定（累計全5箇所）。

本復旧は、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね7年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

③ 震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成23年4月21日より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施予定。

④ 平成25年度における成果・1箇所^{※2}で本復旧に着手（累計5箇所）

⑤ 平成26年度の成果目標

・本復旧の完了予定は、以下の通り

平成26年度まで : 2箇所（累計5箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 多賀城市

図面：宮城県提供

河川名	区画	延長	幅員	平均水深	平均流速	平均流量	平均流速	平均流量
1	1	10.0	10.0	1.0	1.0	10.0	1.0	10.0
2	2	20.0	20.0	2.0	2.0	20.0	2.0	20.0
3	3	30.0	30.0	3.0	3.0	30.0	3.0	30.0
4	4	40.0	40.0	4.0	4.0	40.0	4.0	40.0
5	5	50.0	50.0	5.0	5.0	50.0	5.0	50.0
6	6	60.0	60.0	6.0	6.0	60.0	6.0	60.0
7	7	70.0	70.0	7.0	7.0	70.0	7.0	70.0
8	8	80.0	80.0	8.0	8.0	80.0	8.0	80.0
9	9	90.0	90.0	9.0	9.0	90.0	9.0	90.0
10	10	100.0	100.0	10.0	10.0	100.0	10.0	100.0



多賀城市
【県管理河川】
 1水系 1河川 6箇所
 (二)砂押川水系 1河川 6箇所

河川一覽表 海岸一覽表

河川名	区画	延長	幅員	平均水深	平均流速	平均流量	平均流速	平均流量
1	1	10.0	10.0	1.0	1.0	10.0	1.0	10.0
2	2	20.0	20.0	2.0	2.0	20.0	2.0	20.0
3	3	30.0	30.0	3.0	3.0	30.0	3.0	30.0
4	4	40.0	40.0	4.0	4.0	40.0	4.0	40.0
5	5	50.0	50.0	5.0	5.0	50.0	5.0	50.0
6	6	60.0	60.0	6.0	6.0	60.0	6.0	60.0
7	7	70.0	70.0	7.0	7.0	70.0	7.0	70.0
8	8	80.0	80.0	8.0	8.0	80.0	8.0	80.0
9	9	90.0	90.0	9.0	9.0	90.0	9.0	90.0
10	10	100.0	100.0	10.0	10.0	100.0	10.0	100.0

河川海岸総括表

河川名	区画	延長	幅員	平均水深	平均流速	平均流量	平均流速	平均流量
1	1	10.0	10.0	1.0	1.0	10.0	1.0	10.0
2	2	20.0	20.0	2.0	2.0	20.0	2.0	20.0
3	3	30.0	30.0	3.0	3.0	30.0	3.0	30.0
4	4	40.0	40.0	4.0	4.0	40.0	4.0	40.0
5	5	50.0	50.0	5.0	5.0	50.0	5.0	50.0
6	6	60.0	60.0	6.0	6.0	60.0	6.0	60.0
7	7	70.0	70.0	7.0	7.0	70.0	7.0	70.0
8	8	80.0	80.0	8.0	8.0	80.0	8.0	80.0
9	9	90.0	90.0	9.0	9.0	90.0	9.0	90.0
10	10	100.0	100.0	10.0	10.0	100.0	10.0	100.0



図面：宮城県提供

2. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 100ha の農地及び農業用施設に甚大な被害を受けたところ。

② 農地等の復旧

平成 24 年度までに復旧を完了した。

○平成 23 年度当初から既に営農が可能な農地 約 26ha

○平成 24 年度から営農が可能な農地 約 71ha

3. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<多賀城市立学校施設>

東日本大震災により被災した多賀城市立小・中学校施設の11施設（小学校6校・中学校4校・学校給食センター1施設）については、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請し、以下のとおり早期復旧が完了した。

○ 復旧工事に係る入札を平成24年5月に行い、平成24年6月から着工を開始した。

○ 各施設とも、比較的軽微な被害に留まる10施設（各小・中学校10校）及び津波被害を受けた1施設（学校給食センター）については、平成25年3月までに復旧が完了した。

<県立学校>

多賀城市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した1校については、平成24年度内に復旧完了した。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した8校については、比較的軽微な被害にとどまり、平成23年度内に全て復旧完了した。

② 大学等

(i) 私立大学

東日本大震災により被災した私立大学のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請のあった1校について、以下のとおり、復旧完了した。

比較的軽微な被害に留まる1校については、平成23年度内に事業着手し、平成24年度内に復旧完了した。

③ 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<多賀城市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した多賀城市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に平成23年度は4施設、平成24年度は2施設が申請済み。

○ 平成23年度中に事業着手したもののうち、1施設は平成23年度末をもって復旧完了、もう1施設は平成25年2月末に復旧完了。

○ 上記のほか4施設は、平成25年2月末に復旧完了。

<県立社会教育施設>

多賀城市に所在する社会教育施設のうち、東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1施設について、以下のとおり復旧完了した。

○ 甚大な被害を受けた東北歴史博物館については、平成23年度に事業着手、平

成 25 年 2 月末に復旧完了した。

4. 土砂災害対策

- ①最大震度5強を観測した多賀城市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年4月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害発生状況を考慮して基準を見直し、平成25年5月に通常基準への引き上げを実施。

復興施策の工程表(多賀城市)

	H23				H24				H25				H26				H27				H28				H29			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	以降			
1. 河川対策 (県・市町村管理河川)	<p>本復旧 (河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、市策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね7年を目途に全箇所復旧完了予定。)</p> <p>出水期</p> <p>(※) 避難判断水位等を引き下げて運用</p>																											
2. 下水道対策	<p>※宮城県流域下水道(仙塩浄化センター)に記載</p>																											
3. 農地・農業用施設	<p>用排水施設の機能が確保され、平成23年度当初までに除塩等を行い、すでに営農が可能となった農地(高崎地区)</p> <p>畦畔復旧、除塩</p> <p>営農再開</p> <p>へドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地</p> <p>がれきの撤去 除塩、用排水施設の機能確保等</p> <p>営農再開</p> <p>(注)本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。</p>																											
4. 復興まちづくり (1) 学校施設等 幼稚園・小中高等学校等 <市立学校>	<p>比較的軽微な被害に留まる学校の復旧</p> <p>校舎等の本格復旧</p> <p>甚大な被害を受けた学校の復旧</p> <p>施設の本格復旧</p>																											

<県立学校>
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧

校舎等の本格復旧

<私立学校>
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧

校舎等の本格復旧

<私立学校>
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧

校舎等の本格復旧

公立社会教育施設（公立体育施設・公立文化施設を含む）
<市立社会教育施設>

比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧

施設の本格復旧

甚大な被害を受けた社会教育施設施設の復旧

施設の本格復旧

比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧

施設の本格復旧

比較的軽微な被害に留まる施設の復旧

施設の本格復旧

5. 災害廃棄物等の処理

(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物の撤去)

(その他の災害廃棄物等の仮置場への搬入)

(中間処理・最終処分)

(その他の災害廃棄物等の仮置場への搬入)

6. 土砂災害対策	土砂災害危険箇所の点検等																										
(※) 土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、平成25年5月に通常基準への引き上げを実施。																											